(公財) 全日本柔道連盟 審判委員会委員 (公財) 日本中学校体育連盟 柔道競技部

高橋 健司

審判規定等に関する情報提供

1、審判規定の変遷について

柔道の国内ルールは、明治33(1900)年に柔道の創始者である嘉納治五郎師範によって制定され、その後、逐次改正された。「講道館柔道試合審判規定」(以下、「講道館規定」)は、教育的な視点で成文化された内容を伴い、44条及び取り扱い統一条項や少年規定等から構成されている。国際ルールは「国際柔道連盟試合審判規定」(以下、「国際規定」)といい、国際柔道連盟(以下、IJF)によって昭和42(1967)年、当時の講道館規定とほぼ同じ内容で制定された。現在では30条から構成されているが、オリンピックや世界柔道選手権大会が開催されるごとに規定の改正等が行われており、競技を重視する傾向が強く、禁止事項に対する罰則の適用や場内外における取り扱いが多様となっている。国内の主要大会では長年に渡り、講道館規定を適用し、中学生以下の試合においては、昭和57年1月1日付けで「講道館柔道試合審判規定・少年規定」(以下、「少年規定」)が制定され、「基本の習得」と「安全管理」を柱として適用してきた。「少年規定」の基本理念は、正しい組み方で正しい技を掛け合い、講道館柔道の基礎を習得させ、生涯にわたって柔道に能力や態度を育成し、日本柔道の基盤を確実に築くことであると「2004審判員マニュアル」に明記されている。

平成22 (2010) 年5月1日から、国内で開催される全日本柔道連盟(以下、全柔連)が主催する大会は、すべて「国際規定」となり、少年大会においても同様に、適用する運びとなった。併せて国際柔道連盟試合審判規定「少年大会申し合わせ事項」(以下「少年大会申し合わせ事項」)が緊急に制定され、冊子「国際柔道連盟試合審判規定2011」が平成23年6月22日付けで発行された。その後、全柔連審判委員会で「少年大会申し合わせ事項」上の解釈や適用について新たに修正案を検討し、追記、修正が為された。近年の国際規定は、「足取り」の規制や解釈の変更などに代表されるように、相手としっかり組み合って技を掛け合うことをねらいとした改正であり、消極的(ネガティブ)な組み方や攻撃をする試合者に対して適正な罰則を与えることが強調されている。

2、審判関係に関する(公財)日本中学校体育連盟柔道競技部(以下、中体連)の取り組みについて

(公財)日本中学校体育連盟柔道競技部(以下、中体連)では、「少年規定」で解説されていない(適用しきれない)内容について、全中大会で「申し合わせ事項」を補則として作成し、長年にわたり、「少年規定」と併用して対応してきた。また、「少年大会申し合わせ事項」が策定されたことで、平成24年度から「確認事項」と表現して作成し、対応してきた。小学生対象の各種大会が全国規模で開催されているが、中体連指導者と小学生を中心に指導している指導者(以下、小学生指導者)が少年柔道のルールについて、検討し合う機会がなかった。

3、平成27年6月1日施行の国内における「少年大会申し合わせ事項」作成について

全柔連審判委員会では、IJF新規定(解釈)に適合した内容の精査や、現行の「少年大会申し合わせ事項」についての部分追加や訂正などが必要であると考え、小学生指導者の意見を参考にしながら、平成26年4月よりワーキンググループを組織して、「少年大会申し合わせ事項」の改訂作業に取りかかった。小学生の発育、発達段階における特有の攻防や状態などを見極めながら、小学生指導に精通されている指導者の意見を確認し、「少年大会申し合わせ事項」は「少年規定」の精神や教育理念を引き継いでいるものであることを再認識し、検討した。過去の経緯(少年指導者はルールを細かくし過ぎるなど)から、スマートでわかりやすい文章構築をしたいと考えたが、柔道経験者から疑義や説明を求められることがない程度の成文化は必要であると判断し、必要な箇所については、より具体的な文言を追記した。今回の改訂作業に入る以前に、過去において(平成22年度第3回全柔連審判委員会[平成23年2月25日])、以下の内容が検討、決定されていた。

- (1)現行(当時)の「少年大会申し合わせ事項」は、寝技の攻防において「待て」に関する複数の項目があるが、とにかく危険な 状態であると審判員が判断したら、即座に「待て」をかけることを協議、確認した。少年大会で昨今用いられている技術を検 証し、危険だと思われる行為や状態について、すべて「待て」とすることで、安全面を配慮した申し合わせを新たに追記した。
- (2) ケガにつながることがないよう、ケガをする前に早めに「待て」をかけるべきであるという講道館柔道試合審判規定・少年規 定上の教育的配慮が受け継がれていることも確認した。

寝技における「俗称」や攻防上の「状態」について、各方面(小学生指導者や中体連関係者)から質問や疑義がたびたび発出されることがあったが、その後の「少年大会申し合わせ事項」の付則の追記及び修正(平成23年6月14日)によって、長年にわたり、中体連の現場で苦慮していた適用の解釈がクリアになった。今回の改訂は、内容の変更や新しいルールの適用はない。表現や重複している内容の文言整理、解釈の追記などに重点をおいて作成した。

罰則や「待て」の適用は、審判員の見極めにかかっているといっても過言ではない。確かな判断力と瞬時の見極めが要求されることはいうまでもない。どんなに詳細なルールを作ろうとも、選手や指導者は、試合に勝つために、その網の目をくぐって反則すれすれの試合技術を試してくる。そのような練習や指導者の姿勢、取り組みが、「正しい柔道」を阻害していないか、「安全配慮」を疎かにしていないか、少年柔道に携る指導者に対して「少年大会申し合わせ事項」の精神を、よく理解していただきたいと考える。

新旧対照表

国際柔道連盟「少年大会申し合わせ事項」

少年(中学生・小学生)の柔道試合は、次の条項を加え、あるいは置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条 (禁止事項と罰則)

指導 (軽微な違反)

1. 相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。

ただし、技を施すため、瞬間的(1,2 秒程度)に握るのは認められる。

- (注) 中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることは認められる。
- 2. 両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。
- 3. 関節技及び絞技を用いること。
 - (注) 中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが、三角 絞は認めない。
- 4. 無理な巻き込み技を施すこと。
- 5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
- 6. 小学生の試合において、裏投を施すこと。

第27条 (附則)

- 1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係
- ①「後ろ襟」の解釈については、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側(うなじ)の範囲にある襟の部分をいう。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも反則とする。
- ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなす。「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、「瞬間的(1,2 秒程度)」の規定にかかわらず、特例として認める。内股に限らずケンケンで入る技(例えば大内刈・大外刈等)を対象とする。この場合、連絡・変化技が途切れるまで認める。

2. 〔両膝を最初から同時に畳について背負投を施すこと。〕関係

両膝を最初から畳につくとは、同時はもちろん、ほとんど同時と 見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としな い。 「国内における少年大会申し合わせ事項」

少年(中学生・小学生**以下**)の**柔道**試合は、次の条項を加え、あるい は置き換えたものによって行なうものとする。

1、加えるもの

第27条 (禁止事項と罰則)

指導 (軽微な違反)

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。

ただし、技を施すため、瞬間的 (1, 2秒程度) に握ることは**を**認められる。

- (注) 中学生の場合は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることはを認められる。
- 2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
- 3. 関節技及び絞技を用いること。
 - (注) 中学生の場合は、絞技を用いることは認められるが。 三角絞は認めない。
- 4. 無理な巻き込み技を施すこと。
- 5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
- 6. 小学生の試合において以下が、裏投を施すこと。

第27条 (附則)

- 1. [相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること] 関係
- ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側(うなじ**あたり**)の範囲をいう。たとえ試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「**後ろ襟」とみなす。**
- ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態の場合を背部とみなすいう。背部を握った後、柔道ををたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかける場合は、「瞬間的(1、2 秒程度)」の規定にかかわらず、特例として認める。内股に限らずケンケンで入る技(例えば大内刈・大外刈等)を対象とする。この場合、連絡・変化技が途切れるまで認める。(内股に限らず ケンケンとなる大内刈や大外刈等)をかけることは、「瞬間的(1、2 秒程度)」の規定にかかわらず、事項を適用せず、特例として認める。また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が逢切れるまで継続を認める。
- 2. 〔両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。〕関係

両膝を最初から畳につくとは、**膝の外側部、内側部も含め**、同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。

3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係

- ①寝技のとき、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角 絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待て」 と宣告して立たせる。
- ②寝技のとき、意志はなかったが関節技がきいた場合は、「待て」 と宣告して立たせる。
 - (注) 小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。
- ③立ち姿勢のとき、「腕返」(俗称)を施した場合は、「反則負け」 の罰則を与える。
- 4. 〔無理な巻き込み技を施すこと。〕関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を 利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. [相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。] 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条(抑え込み) 附則に次を加える

<u>寝技の攻撃・防御において、</u>頸の関節及び脊椎等の故障につながると 審判員が判断したときは「待て」の宣告をする。

2、置き換えるもの

第20条(一本)附則

<u> 絞技においては</u>、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員の 見込みによる「一本」の判定を下すことができる。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成23年6月14日、アンダーライン部分変更

3. [関節技及び絞技を用いること。] 関係

- ①寝技のとき、攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。ただし、危険な状態となったときは、「待で」と宣告して立たせる。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、俗称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば「待て」とせず、寝技の攻撃・防御は継続となる。
- ②寝技のとき、**放意で**はなかったが、関節技がきいた**が極まった** 場合は、「待て」と宣告して立たせる。**する**。
 - (注) 小学生の場合は、寝技のとき、意志はなかったが絞技、関節技がきいた場合は、「待て」と宣告して立たせる。以下は、絞技についても同様とする。
- ③立ち姿勢のとき、「腕返」(俗称) を施した場合は、「反則負け」 の罰則を与える。
- ③攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めた場合は「反則負け」とする。
- 4. 〔無理な巻き込み技を施すこと。〕関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を 利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。

5. 〔相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。〕関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相 手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

第26条(抑え込み) 附則に次を加える

寝技の攻撃・防御において、頸の関節及び脊椎等の故障につながる**脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作**と審判員が判断したときは「待て」 の實告を**と**する。

2、 置き換えるもの

第20条(一本)附則

絞技においては、「技の効果が十分現れた場合」を適用し、審判員 の見込みによる「一本」の判定を下すとすることができる。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日より実施する。

平成 23 年 6 月 14 日 部分変更 平成 27 年 3 月 31 日 改正 平成 27 年 6 月 1 日 施行

4, 今後の課題

近年、俗称「韓国背負い」(韓国の選手が施技しだした背負い投げのような技術)なる技で、投げられた選手が後頭部から畳に落ちて、脳震盪等を起こすケースが報告されている。国内における「少年大会申し合わせ事項」では、立ち姿勢、寝姿勢問わず、危険な状態へつながると審判員が判断すれば、直ちに「待て」をかけて受傷しないよう配慮することが盛り込まれている。しかしながら咄嗟の判断や対応については、審判員の技量に帰する所が大きい。俗称「韓国背負い」なる技には多様な入り方があるので、一概に禁止するいうことが困難ではあるが、競技上の技の得点となっているため、少年の大会においては危惧されるところであり、今後の各種少年大会において、施技を禁止とする「申し合わせ」を適用して大会運営を行なって欲しい旨が西田孝宏委員長から届いている。安全第一上の観点から、ワーキンググループで規制を検討する予定である。